



平成23年7月14日

各 位

会社名 松竹株式会社
代表者名 代表取締役社長 迫本 淳一
(コード番号 9601 東・大 各一部、札、福)
問合せ先 取締役 井手良樹
(TEL 03-5550-1699)

特別損失の計上に関するお知らせ

当社は、平成24年2月期第1四半期(平成23年3月1日~平成23年5月31日)におきまして、下記の通り特別損失を計上することとなりましたので、お知らせいたします。

1. 投資有価証券評価損

当企業グループが保有する「其他有価証券」に区分される保有有価証券のうち、時価が著しく下落し、その回復があると認められないものについて、減損処理による投資有価証券評価損を計上いたします。

平成24年2月期第1四半期における投資有価証券評価損

	単体	連結
平成24年2月期第1四半期会計期間(平成23年3月1日から平成23年5月31日まで)の投資有価証券評価損の総額	1,240百万円	1,240百万円

四半期における有価証券の評価方法は、洗替え方式を採用しております。

当社の決算期末は、2月末日です。

2. 災害による損失

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、当企業グループは関東以北の映画劇場施設の一部損壊等の被害を受けました。これに伴う固定資産の原状回復費用及び休業期間中の固定費等を特別損失として計上いたします。

	単体	連結
災害による損失	205百万円	754百万円

3. 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額

「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適応指針第21号 平成20年3月31日)の適用に伴い、期首時点における影響額を特別損失に計上いたします。これは主に不動産賃貸借契約終了後の原状回復に係る費用の見積額であります。

	単体	連結
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	165百万円	494百万円

その他、固定資産売却損11百万円、固定資産除却損 4 百万円及び環境対策費47百万円を計上し、平成24年2月期第1四半期において、当企業グループは2,554百万円を特別損失として計上いたします。

4. 今後の見通し

上記特別損失は平成24年2月期第1四半期決算において計上する予定です。また、平成23年4月14日に公表いたしました平成24年2月期の業績予想につきましては、上記特別損失は投資有価証券評価損の一部銘柄を除き、概ね折込み済みでありますので、当第1四半期会計期間の業績、今後の見通し及び株式市場の動向を検討した結果、現時点においては変更はございません。なお、今後において業績予想の修正が必要と判断した場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上